

寒川町職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第19号

寒川町職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

寒川町職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（令和3年寒川町規則第23号）の一部を次のように改正する。

第2条の前の見出し並びに同条及び第3条を次のように改める。

（管理職員特別勤務手当の額等）

第2条 条例第15条の2第3項の規則で定める勤務は、同条第1項の勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。

第3条 条例第15条の2第3項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（勤務に従事した時間が4時間を超えないときは、当該額に100分の50を乗じて得た額とする。）とする。

（1） 条例に規定する行政職給料表(1)における8級の職務にある者 11,000円

（2） 条例に規定する行政職給料表(1)における7級の職務にある者 10,000円

2 条例第15条の2第3項第2号の規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 条例に規定する行政職給料表(1)における8級の職務にある者 5,500円

（2） 条例に規定する行政職給料表(1)における7級の職務にある者 5,000円

3 前2項の規定にかかわらず、勤務に従事した時間が1時間を超えないときは、管理職員特別勤務手当を支給しない。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

第4条 次に掲げる場合には、条例第15条の2第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同条第2項の勤務は、同条第1項の勤務とみなす。

- (1) 条例第15条の2第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合
- (2) 条例第15条の2第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項の勤務をした場合

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。